

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月16日
【届出者の氏名又は名称】	ECM マスター ファンド SPV 3 (ECM Master Fund SPV 3)
【届出者の住所又は所在地】	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1111、クリケット・スクエ ア、ハッチンズ・ドライブ、私書箱2681、コンヤース・トラスト・カ ンパニー(ケイマン)リミテッド気付 (Conyers Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, PO Box 2681, Grand Cayman KY1-1111, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項ありません。
【電話番号】	該当事項ありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項ありません。
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 山田 洋平
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区麹町4丁目1番地 麹町ダイヤモンドビル 桃尾・松尾・難波法律事務所
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町4丁目1番地 麹町ダイヤモンドビル 桃尾・松尾・難波法律事務所
【電話番号】	(03)3288-2080 (公開買付けの応募手続等に関するお問い合わせは、公開買付代理人 (立花証券株式会社：フリーコール((0120)192-460)にお願いしま す。)
【事務連絡者氏名】	弁護士 乙部 亮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ECM マスター ファンド SPV 3をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ソフト99コーポレーションをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社ソフト99コーポレーション

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、株券等の取得及び所有等を目的として、ケイマン諸島法に基づき2021年3月10日に設立された法人(外国法人)であり、本書提出日現在において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)を所有していません。公開買付者の株式は、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー(以下「ECM」といいます。)が運用するイーシーエム マスター ファンド(ECM Master Fund)(以下「MF」といいます。)の受託者として、サンテラ(ケイマン)リミテッド(以下「サンテラ」といい、公開買付者、ECM及びサンテラを総称して、以下「公開買付者グループ」といいます。)が全て所有しています。また、公開買付者の投資権限及び投資対象の議決権行使に係る権限は、公開買付者とECMとの間の投資一任契約に基づきECMが有しております。

また、公開買付者の特別関係者であるECMは、本書提出日現在、対象者普通株式を100株(所有割合(注1)0.00%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。))所有しており、公開買付者の特別関係者であり、ECMが運用するMFの受託者としてのサンテラは、本書提出日現在、対象者普通株式を1,036,400株(所有割合4.80%)所有しており、公開買付者グループは、本書提出日現在、対象者普通株式を合計で1,036,500株(所有割合4.80%)所有しております(公開買付者グループによる、本書提出日前60日間の対象者普通株式の取引状況については、下記「第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】」の「2 【株券等の取引状況】」の「(1) 【届出日前60日間の取引状況】」をご参照ください。)

(注1) 所有割合とは、対象者が2025年8月6日に公表した「2026年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。)に記載された2025年6月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(22,274,688株)から、対象者第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者の所有する自己株式数(679,505株)(なお、当該自己株式数には、対象者の「従業員持株支援信託ESOP」の信託財産である対象者普通株式115,100株を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。)を控除した数(21,595,183株)に対する割合をいいます。以下、別途の記載がある場合を除き、同じです。

ECMは、対象者普通株式の市場株価が対象者の企業価値に比べて割安であると考えたため、2007年5月中旬に対象者普通株式を初めて取得して以来、時期によって増減はあるものの、18年以上にわたり対象者普通株式の保有を継続しており、その間、ECMは対象者に対して、十数回にわたる経営陣との面談を中心としたエンゲージメントを通して、対象者の経営の効率性等に関する課題について伝達してきました。

そのような中、ECMは、2025年8月6日に堯アセットマネジメント株式会社(以下「堯アセットマネジメント」といいます。)が開示した、「株式会社ソフト99コーポレーション(証券コード：4464)の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」と題する堯アセットマネジメントによる対象者に対する公開買付け(以下「堯アセットマネジメント公開買付け」といいます。)に関するプレスリリース(以下「堯アセットマネジメント公開買付けプレスリリース」といいます。)を確認し、堯アセットマネジメント公開買付けが実施されることを知るに至りました。堯アセットマネジメント公開買付けプレスリリースによると、堯アセットマネジメントは、対象者普通株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び公開買付不応募契約の対象である対象者普通株式を除きます。)を取得することにより、対象者普通株式を非公開化することを目的として、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)のための一連の取引の一環として、堯アセットマネジメント公開買付けを実施することを決定したとのことです。

しかしながら、対象者普通株式1株につき2,465円という売アセットマネジメント公開買付けの買付け等の価格(以下「売アセットマネジメント公開買付価格」といいます。)は、PBR1倍を下回る著しく割安な水準であり、少数株主利益が保護されていないと考えられたため、ECMは、少数株主利益の保護に強い懸念を生じさせる売アセットマネジメント公開買付けが許容される事態は、日本の資本市場に対する国内外の投資家の信頼を損なうことにもなりかねず、2007年5月に対象者普通株式への投資を開始して以来、18年以上の長期にわたり対象者の株主であり続けるECMが株主としての責任を適切に果たすためにも、看過することはできないと考えました。そこで、ECMは、対象者の特別委員会の委員と面談を行い、ECMが有する売アセットマネジメント公開買付けに対する問題意識に関して、特別委員会の委員から説明を受けるべく、面談の機会を設定することを2025年8月18日付けで対象者に要請しました。これに対し、同月21日、対象者より、開示情報以上の説明はいたしかねるとの理由で、特別委員会の委員との面談の機会を設けることに応じることはできない旨、及び、ECMによる長期間にわたる支援に対する謝意を述べるべく対象者の常務取締役である小西紀行氏らとの面談を設定する旨のメールによる回答がありましたが、ECMは同月25日、謝意はメールにより承っていたことを理由に、同氏らとの面談は見送らせていただく旨を回答しました。

売アセットマネジメント公開買付けの公開買付期間が限定されている中、ECMは、上記のとおり対象者の特別委員会との面談を拒否されたことを含めた総合的な状況判断の結果、対象者の中長期的な企業価値向上を確保しつつ、少数株主の利益を保護することを目的として、公開買付者による本公開買付けの実施を検討し、2025年8月28日付けで、対象者に対し、対象者普通株式1株あたりの買付け等の価格を4,100円として本公開買付けを実施することに関して、意向表明(以下「本意向表明」といいます。)をするに至ったものです。なお、売アセットマネジメント公開買付価格が不当に割安な価格であると考えられる理由及び公開買付者が本公開買付けの実施に至った経緯の詳細については、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」「②本公開買付けの背景等」をご参照下さい。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を6,163,300株(所有割合:28.54%)に設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(6,163,300株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,163,300株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限(6,163,300株)は、対象者第1四半期決算短信に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(22,274,688株)から、対象者第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(679,505株)を控除した株式数(21,595,183株)に係る議決権数(215,951個)に33.34%を乗じた数(71,998個)(小数点以下を切り捨てしております。)から、公開買付者グループが所有する対象者普通株式数(1,036,500株)に係る議決権数(10,365個)を控除した数(61,633個)に対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(6,163,300株)です。

本公開買付けは、対象者の中長期的な企業価値を向上させるため、本公開買付者グループが対象者に対する一定の影響力を確保することを目的の一つとするものであり、そのためには相応の議決権を確保する必要があります。また、売アセットマネジメント公開買付けが成立した場合には、会社法第180条に基づき対象者普通株式の併合を行うことにより、対象者の株主を売アセットマネジメント及び売アセットマネジメント公開買付けに応募しない旨の契約を締結している一部の株主のみとするための手続(以下「売アセットマネジメントスクイーズアウト手続」といいます。)を実施する予定とのことであり、当該手続において少数株主に交付される金銭の額は、売アセットマネジメント公開買付価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定されることですので、買付予定数に下限を設けることなく本公開買付けを行い、仮に、公開買付者グループの議決権保有割合が3分の1以下となる株数しか買付けができなかった場合、公開買付者グループが本公開買付けの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)である1株あたり4,100円で取得した対象者普通株式について、直後に、売アセットマネジメント公開買付価格である1株あたり2,465円で売アセットマネジメントスクイーズアウト手続がなされることにより、損失を被るおそれがあります。これらの事情に鑑み、公開買付者グループの議決権保有割合が3分の1超となるよう買付予定数に下限を設けております。

更に、買付予定数の下限である6,163,300株は、堯アセットマネジメント公開買付けにおける買付者である堯アセットマネジメントの特別関係者である田中秀明氏、サントレード株式会社(以下「サントレード」といいます。)、株式会社エイチエーエス、MIKIKO SUZUKI氏、田中佐世子氏、公益財団法人ナインティナイン・アジア留学生奨学基金、津田希代子氏、田中明三氏及び田中恵子氏が保有する対象者普通株式に係る議決権の個数(合計86,088個)、堯アセットマネジメント公開買付けにおいて堯アセットマネジメントの立場として事務サポートをしている対象者の取締役である上尾茂氏が保有する対象者普通株式に係る議決権の個数(21個)、サントレードの監査役を務めている対象者の常勤監査役である福井健司氏が保有する対象者普通株式に係る議決権の個数(813個)、並びに公開買付者グループが保有する対象者普通株式に係る議決権の個数(10,365個)を控除した議決権の個数(118,664個)の過半数(59,333個)に相当する株式数(5,933,300株)、すなわち、堯アセットマネジメント公開買付けにおける堯アセットマネジメントの特別関係者及び公開買付関係者、並びに公開買付者グループを除く対象者の株主が所有する対象者普通株式に係る議決権の個数の過半数に相当する株式数を上回るものとなります。したがって、本公開買付けが成立するためには、堯アセットマネジメント及び公開買付者グループと利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者普通株式に係る議決権の個数の過半数に相当する株式数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する数を上回る買付予定数の下限を設定することが予定されており、少数株主による判断機会が確保されております。

なお、本公開買付けは対象者の非公開化を目的としておりませんので、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限につき、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となる株式数とは設定しておりません。ただし、対象者からECMに対して、買付予定数の下限を公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となる株式数と設定していない本公開買付けについては強圧性の問題が解消されていないとの指摘があったことも踏まえ、公開買付者グループとしては、対象者の当該指摘は合理性を欠くものであると考えているものの、対象者の懸念に応えるべく、本公開買付け終了後に、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上とならなかった場合には、本公開買付価格と同一の価格を買付け等の価格として、買付予定数の上限及び下限を設定しない公開買付けを再度実施することを検討しております。詳細については、「(3) 本公開買付け後の株券等の保有方針等」をご参照ください。

上述のとおり、本公開買付けは対象者の非公開化を目的とするものではありませんが、公開買付者は、本公開買付け終了後に、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となり、かつ公開買付者が対象者普通株式の全て(公開買付者グループが所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。)を実行することを予定しております。

また、上述のとおり、本公開買付けは、対象者の中長期的な企業価値を向上させるため、本公開買付者グループが対象者に対する一定の影響力を確保することを目的の一つとするところ、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上であるか3分の2未満であるかを問わず、ECMは、対象者の中長期的な企業価値向上に最大限寄与すべく、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスを強化することを目指し、経営・管理体制の見直しを支援させていただきたいと考えております。具体的には、本公開買付け後の具体的な経営方針については、ECMは、原則として対象者の業務執行に直接携わることなく対象者経営陣の意向を最大限尊重いたしますが、対象者のモニタリング機能を強化するため、本公開買付け後、対象者が指名委員会等設置会社へ移行すること、また、取締役会に占める独立社外取締役の割合を3分の2以上とすることを促す予定です(なお、公開買付者グループからは、対象者の取締役会への人員の派遣は予定しておりません。)。また、経営陣の企業価値及び株主価値とのアラインメントを強化するために、本公開買付け後、対象者経営陣の報酬設計をそれらと強くアラインしたものに改定することを促す予定です。

本公開買付け成立後の議決権行使につき、公開買付者グループは、ECMの日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明に伴い、金融庁ホームページを通じて開示されております議決権行使基準に従って、対象者の中長期的な企業価値の向上を目指して議決権を行使することを予定しております。議決権行使基準では、議決権行使の基本理念とともに、主な議案に対する判断のガイドライン(議決権行使のガイドライン)を定めております(ただし、ガイドラインに従った議決権行使が、議決権行使の基本理念に反するおそれがある場合は、ガイドラインと異なる判断をすることがある旨も明記しております。)。議決権の行使に際しては、対象者の経営状況に加え、対象者経営陣との対話の内容や個別事情等も踏まえ、議決権行使基準に従いつつ、議決権行使検討会議を開催して判断いたします。なお、議決権行使助言会社(Institutional Shareholder Services Inc.及びGlass Lewis & Co., LLC)の意見も取得し、賛否推奨の理由を確認した上で、特に慎重な検討を重ねる場合もあります。

上述のとおり、特別委員会の委員との面談は実現できず、また、対象者とも面談を実施できていない等の経緯を踏まえると、本公開買付けにおいて対象者取締役会の賛同・応募推奨を得られる見込みについては明らかではありません。もっとも、売アセットマネジメント公開買付けの公開買付期間が2025年9月19日で満了することから、ECMは、同月9日付けで、対象者に対して、本意向表明の内容が公表されないまま、対象者株主が少数株主の利益が保護されていない売アセットマネジメント公開買付けに応募してしまうといった事態を避けるため、同月10日までに本意向表明の事実及び概要を公表することや、売アセットマネジメント公開買付けの公開買付期間が延長されることにより、対象者株主が十分な情報を基に慎重に判断を行うことが可能な状況を作成するよう、対象者に求めましたが、対象者からかかる対応がなされなかったことから、本公開買付けを開始する前に売アセットマネジメント公開買付けが終了してしまうことを避けるため、本公開買付けに対する対象者取締役会の賛同・応募推奨を得られる見込みが立たない状況であっても、同月16日をもって本公開買付けを開始することといたしました。なお、対象者との交渉経緯に関する詳細については、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」「② 本公開買付けの背景等」をご参照下さい。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

① 公開買付者の概要

公開買付者は、株券等の取得及び所有等を目的として、ケイマン諸島法に基づき2021年3月10日に設立された法人(外国法人)であり、本書提出日現在、対象者普通株式を所有しておらず、また、その株式はECMが運用するMFの受託者として、サンテラが全て保有しています。また、公開買付者の投資権限及び投資対象の議決権行使に係る権限は、公開買付者とECMとの間の投資一任契約に基づきECMが有しております。

ECMは、シンガポール共和国法に基づき2006年に設立された投資運用会社であり、ECMの役職員である高坂卓志、今井陽一郎、佐藤久彰及び内田龍平がその発行済株式の全てを所有しています。ECMは、本書提出日現在、主にECMの役職員や、北米の大学財団、年金基金など長期性資金を有する機関投資家からの出資をMFを通じて運用しており、また、2007年9月21日より、対象者普通株式を100株(所有割合0.00%)所有しています。

ECMは、設立以来、自ら又はMFを通じて、主に日本市場における上場株式に対して投資、運用を行っております。ECMは、基本的に、中長期的な企業価値向上に伴う値上がり益や配当を享受することを目的として、企業価値に比べ割安である株式に対して投資を行っております。

本書提出日現在におけるECMの主な投資先としては、川崎汽船株式会社、第一生命ホールディングス株式会社、株式会社リコー、株式会社UACJなどが挙げられます。ECMは、本書提出日現在において、24社の上場会社に係る大量保有報告書及び大量保有報告書に係る変更報告書を提出しております。

ECMが運用するMFの受託者であるサンテラは、ケイマン諸島法に基づき設立された法人であり、ECMが運用するMFの受託者であり、MFの受託者として本書提出日現在、対象者普通株式を1,036,400株(所有割合4.80%)所有しています。MFに関する投資権限及び投資対象の議決権行使に係る権限はMFの設立・運営に係るECMとサンテラとの間の信託証書(以下「本信託証書」といいます。))に基づきECMが有していますが、MF自体には法人格が存在しないため、ECMの投資判断に基づき、MFの資金によりこれまで取得された対象者普通株式については、本信託証書に基づき、形式的には、MFの受託者であるサンテラが所有者となっております。なお、公開買付者の実質的株主もMFですが、MFに法人格がないため、形式的には、本信託証書に基づき、MFの受託者であるサンテラが公開買付者の唯一の株主となっております。

② 本公開買付けの背景等

対象者は、創業者である田中勇吉氏が1952年9月に大阪市東区(現中央区)瓦町に化学薬品(家具用ワックス)の製造を目的とする日東商會を創業したことを起源とし、1954年10月に化学薬品(ワックス類等)の製造及び販売を目的に、日東商會の事業を承継し、日東化学株式会社として設立された会社であり、1993年4月に現在の社名である株式会社ソフト99コーポレーションに商号を変更しております。また、対象者普通株式については、2001年6月に東京証券取引所市場第二部に上場し、2022年4月に実施された東京証券取引所の市場区分見直しにより、本書提出日現在においては、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。

対象者のグループは、本書提出日現在、対象者及び連結子会社9社によって構成され、ファインケミカル事業、ポーラスマテリアル事業、サービス事業及び不動産関連事業の4つの事業セグメントを展開しており、それぞれの事業内容は以下のとおりとのことです。

(ア)ファインケミカル事業

主に、一般消費者向け及び自動車コーティング施工業者向けに、自動車用ケミカル品の製造・販売を行っており、洗車用品(カーワックス等)、自動車用補修・整備用品、その他家庭用品、TPMS(タイヤ空気圧監視装置)、電子機器・ソフトウェアの開発・販売等を主要な製品としているとのことです。

対象者が主要製品の製造・販売を行う他、連結子会社のアスモ株式会社が対象者製品に使用するプラスチック容器の企画販売を行っており、海外では、中国(上海市)において連結子会社の上海速特99化工有限公司が自動車用ケミカル品の企画・販売を行っているとのことです。また、連結子会社の株式会社オレンジ・ジャパンがTPMSの企画開発販売を、連結子会社の株式会社アンテリアが海外自動車用品の輸入販売を、連結子会社の株式会社ハネロンが電子機器・ソフトウェアの開発・販売を行っているとのことです。

(イ)ポーラスマテリアル事業

主に、工業資材・生活用品向けに、PVA(ポリビニルアルコール)やウレタン等の多孔質体(ポーラスマテリアル)を素材とする化成品の製造・販売、及び病院施設で使用する医療・衛生管理用品の企画・開発・販売を行っており、ポリビニルアルコール(PVA)やウレタン等を素材とした吸水・洗浄材、工業用の研磨材、濾過材、医療用吸液材、生活用品等の他、医療・衛生管理用品としては薬液塗布用のモップや床汚染防止用シート等を主要な製品としているとのことです。

PVAやウレタン等を素材とする製品においては、連結子会社のアイオン株式会社が製造・販売を行っており、医療・衛生管理用品においては、連結子会社のアズテック株式会社が企画・開発・販売を行っているとのことです。

(ウ)サービス事業

主に、自動車整備・鈑金事業、自動車教習事業、生活用品企画販売事業を行っており、主要なサービスは、自動車整備・鈑金事業においては、自動車の整備・鈑金塗装、自動車のリース・レンタルを、自動車教習事業においては、自動車免許の取得支援、安全運転のためのマナー教育、そして燃費向上のためのエコドライブ講習等を行っているとのことです。

また、生活用品企画販売事業においては、主に生活協同組合向けに家庭用品の企画・販売を行っているとのことです。連結子会社の株式会社ソフト99オートサービスが自動車整備・鈑金事業を行い、連結子会社のアスモ株式会社が自動車教習事業を行い、連結子会社の株式会社くらし企画が生活用品企画販売事業を行っているとのことです。

(エ)不動産関連事業

主に、対象者保有の不動産を賃貸する不動産賃貸事業と、対象者の保有する不動産の有効活用の一環として、温浴施設の運営等を行うSI(Service Incubation)事業及び介護予防支援事業を行っているとのことです。

対象者が不動産賃貸事業及びSI事業を行う他、連結子会社のアスモ株式会社が介護予防支援事業を行っているとのことです。

ECMは、2007年5月中旬に、対象者普通株式を初めて取得いたしました。対象者は、上場後初年度である2002年3月期から2007年3月期までの全ての期において、営業利益、経常利益、当期純利益、及び営業活動によるキャッシュ・フローが一度も赤字になることがないなど、その経営状況は安定していると判断されました。また、2007年3月期の対象者の自己資本比率は88.4%に達し、現預金から借入金を差し引いたネットキャッシュは58億円(小数点以下第一位を四捨五入。)に及ぶなど、対象者の財政状態は非常に健全であると判断されました。他方で、2007年5月1日時点において、対象者の株価純資産倍率(以下「PBR」といいます。)は0.53倍と、1倍を大きく下回る状態にありました。これらの事情を踏まえ、ECMは、対象者普通株式の市場株価が対象者の企業価値に比べて割安であると考えたため、2007年5月中旬に対象者普通株式を初めて取得したものです。

ECMは、上記のとおり2007年5月に対象者普通株式を初めて取得して以来、時期によって増減はあるものの、18年以上にわたり対象者普通株式の保有を継続しており、その間、ECMは対象者に対して、十数回にわたる経営陣との面談を中心としたエンゲージメントを通して、対象者の経営の効率性等に関する課題について伝達してきました。ECMは当該エンゲージメントにおいて、低迷する株主資本利益率(以下「ROE」といいます。)、過剰な自己資本、割安な株価等に関するECMの問題意識を対象者に伝達し、対象者の経営陣による対応を期待してきましたが、経営陣からはECMの問題意識に対して必ずしも前向きな反応は示されず、実効的な対応も取られないという状況が続き、結果的に、ECMが対象者普通株式を取得して以来、一度も対象者のROEが株主資本コストを超過したことはなく(機関投資家の日本株式に対する株主資本コストは8%程度と想定されることもありますが、対象者のROEは、2001年の上場以来、最大で5.4%、平均で2.9%となっています。)、株価がPBR 1倍を上回ることもありませんでした。

そのような中、ECMは、2025年8月6日に、売アセットマネジメントが開示した、売アセットマネジメント公開買付けプレスリリースを確認し、売アセットマネジメント公開買付けが実施されることを知るに至りました。売アセットマネジメント公開買付けプレスリリースによると、売アセットマネジメントは、対象者普通株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び公開買付不応募契約の対象である対象者普通株式を除きます。)を取得することにより、対象者普通株式を非公開化することを目的として、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)のための一連の取引の一環として、売アセットマネジメント公開買付けを実施することを決定したとのことです。

対象者普通株式1株につき2,465円という売アセットマネジメント公開買付価格はPBR 1倍を下回る水準であり、低迷するROEや割安な株価に対して長年にわたり有効な対策を打ち出すことができなかった対象者の経営陣が引き続き対象者の経営を主導する前提で決定された価格と考えられ、一般株主にそのような価格での退出を強いることは、一般株主に、経営陣によりこれまで株価向上に向けた有効な施策がとられなかった不作為の犠牲となることを強いることとも言えます。また、現在の経営体制が存続する前提であったとしても、対象者の安定した経営状況や財政状態を勘案すると、売アセットマネジメント公開買付価格は著しく割安な水準であり、少数株主利益が保護されていないと考えられます。

対象者の経営陣がこれまで株主価値を毀損してきたこと、また、売アセットマネジメント公開買付価格が不当に割安であることを示す一例として、株主資本コストや加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital、以下「WACC」といいます。)の問題が挙げられます。

対象者の2023年5月12日付け「ソフト99グループ 第7次中期経営計画」(以下「第7次中期経営計画」といいます。))によると、対象者は第7次中期経営計画(2024年3月期から2026年3月期)の、「資本コスト=WACC=CAPM」を5.5~6.0%と想定しており、また、対象者が2025年6月26日に提出した第71期有価証券報告書においても、対象者の資本コストについては中長期的には概ね5.5%~6.0%の水準であると認識しているとの趣旨の記載があります。一般に、機関投資家の日本株式に対する株主資本コストは8%程度と想定されるところ、対象者は、第7次中期経営計画の最終事業年度である2026年3月期末においても、ROEの計画値が4.9%に設定されていることから、ECMは、これまで対象者は低い資本コストを想定することで、長年にわたりROEが低迷してきたことや今後もROEが大きく改善しないことを正当化しようとしていたのではないかと考えており、結果的に、対象者の株主は割安な株価を甘受せざるを得ない状況を強いられておりました。

ところが、同時期に検討されていた堯アセットマネジメント公開買付価格の公正性及び妥当性を判断するに際しては、対象者は、9.0%~11.0%のWACCを割引率に用いたディスカунテッド・キャッシュ・フロー(以下「DCF法」といいます。))による株式価値算定結果に依拠し、対象者の特別委員会は、7.1%~10.4%のWACCが採用されたDCF法による株式価値算定結果に依拠しています。

DCF法においては、WACCの数値が高くなれば株式価値算定結果が押し下げられることから明らかなとおり、対象者は、これまでの経営においては、低い資本コストを想定し、対象者の株主に割安な株価を甘受せざるを得ない状況を強いていました。それにもかかわらず、堯アセットマネジメント公開買付けにおいては高いWACCの値が採用されており、その結果としてDCF法による株式価値算定結果が押し下げられる等、公開買付者である堯アセットマネジメントに有利な数値が採用されたことにより、少数株主の利益が蔑ろにされていると考えざるを得ません。

堯アセットマネジメント公開買付けは構造的な利益相反が認められる取引であって、買収者である堯アセットマネジメント及び対象者と少数株主との間には大きな情報の非対称性が存在しており、また、株式価値評価には複雑かつ専門的な内容が含まれるため、公開買付価格の公正性を判断することは一般的な少数株主にとって通常困難です。こうした構造的な利益相反が認められる取引においては、独立性を有する特別委員会が少数株主の利益保護を第一に考える立場に立って検討や判断を行うことが、適切な取引条件を担保するための要となります。しかるに、対象者の特別委員会は、少数株主の利益保護を軽視し、対象者普通株式1株につき2,465円という堯アセットマネジメント公開買付価格が、上記のとおり著しく割安な水準であるにもかかわらず、対象者の取締役会が賛同意見を表明し応募推奨を行うことを妥当と判断し、これを受け、対象者の取締役会は賛同意見を表明し、応募推奨を行いました。ECMとしては、このような少数株主利益の保護に強い懸念を生じさせる取引が許容される事態は、日本の資本市場に対する国内外の投資家の信頼を損なうことにもなりかねず、2007年5月に対象者普通株式への投資を開始して以来、18年以上の長期にわたり対象者の株主であり続けるECMが株主としての責任を適切に果たすためにも、看過することはできないと考えました。

そこで、ECMとしては、対象者に対し、2025年8月18日付けで、対象者の特別委員会の委員と面談を行い、ECMが有する堯アセットマネジメント公開買付けに対する問題意識に関して、特別委員会の委員から説明を受けるべく面談の機会を設定することを要請しました。これに対し、同月21日、対象者より、開示情報以上の説明はいたしかねるとの理由で、特別委員会の委員との面談の機会を設けることに応じることはできない旨、及び、ECMによる長期間にわたる支援に対する謝意を述べるべく対象者の常務取締役である小西紀行氏らとの面談を設定する旨のメールによる回答がありましたが、ECMは同月25日、謝意はメールにより承っていたことを理由に、同氏らとの面談は見送らせていただく旨を回答しました。

堯アセットマネジメント公開買付けの公開買付期間が限定されている中、ECMは、上記のとおり対象者の特別委員会との面談を拒否されたことを含めた総合的な状況判断の結果、対象者の中長期的な企業価値向上を確保しつつ、少数株主の利益を保護することを目的として、公開買付者による本公開買付けの実施を検討し、2025年8月28日付けで、対象者に対し、本公開買付価格を対象者普通株式1株につき4,100円として、本意向表明をするに至りました。

公開買付者は、本公開買付価格の検討にあたって、既存の株主に対して、適切な株価での売却機会を設ける必要があるという考えから、対象者の市場株価及び著しく割安な堯アセットマネジメント公開買付価格に対して適切なプレミアムを付ける必要があると判断し、また、本公開買付けに対する応募可能性等を検討した結果、対象者普通株式1株につき4,100円という本公開買付価格が妥当であると判断いたしました(なお、本公開買付価格(4,100円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年9月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者普通株式の終値2,462円に対して66.5%、同日までの過去1か月間(2025年8月12日から2025年9月11日まで)の終値の単純平均値2,465円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。))に対して66.3%、同過去3か月間(2025年6月12日から2025年9月11日まで)の終値の単純平均値1,934円に対して112.0%、同過去6か月間(2025年3月12日から2025年9月11日まで)の終値の単純平均値1,785円に対して129.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である2025年9月12日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者普通株式の終値2,461円に対して66.6%のプレミアムを加えた額に相当します。更に、本公開買付価格は、堯アセットマネジメント公開買付けの公表日の前営業日である2025年8月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者普通株式の終値1,610円に対して154.7%、同日までの過去1か月間(2025年7月6日から同年8月5日まで)の終値の単純平均値1,593円に対して157.4%、同過去3か月間(2025年5月6日から同年8月5日まで)の終値の単純平均値1,615円に対して153.9%、同過去6か月間(2025年2月6日から同年8月5日まで)の終値の単純平均値1,588円に対して158.2%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。))。

上記の検討結果を踏まえ、公開買付者は、本公開買付価格を対象者普通株式1株につき4,100円と決定いたしました。本公開買付価格の算定の基礎及び経緯の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」をご参照ください。

なお、本意向表明を受け、対象者からECMに対して、2025年9月1日付けで、公開買付者グループの詳細、本意向表明に至った経緯、本公開買付けの準備状況・実現の確実性、本公開買付けの条件及び本公開買付け後の経営方針等に関する多岐にわたる質問書(以下「2025年9月1日付け質問書」といいます。))が送付されたため、ECMは同月3日付けで、本意向表明について対象者がどのように捉えているか(経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」における「真摯な買収提案」と捉えているか)、本意向表明の公表予定又は公表しない理由、堯アセットマネジメント公開買付価格の公正性・妥当性を判断する際に用いた数値(WACCの値を含む。))やその理由等、2025年9月1日付け質問書への回答の検討に際して必要と考えられる事項の確認のため対象者に質問を行いました。これに対し、同月5日付けで、対象者から、2025年9月1日付け質問書の回答の範囲については対象者が「真摯な買収提案」の該当性の判断をするに当たり必要と考えられる範囲で回答することを含め、一部の確認事項に対して返答があったため、ECMは、当該返答内容も踏まえ、同日付けで、対象者に対して、公開買付者グループの詳細や、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」「② 本公開買付けの背景等」及び「(3) 本公開買付け後の株券等の保有方針等」に記載した内容と同趣旨の本意向表明に至った経緯、本公開買付けの条件、本公開買付け後の経営方針等について記載した回答書を送付しております(以下「2025年9月5日付け回答書」といいます。))。そうしたところ、同月9日付けで、再度対象者より、本意向表明に至った経緯、本公開買付けの条件、本公開買付け後の経営方針等について追加で質問(以下「2025年9月9日付け質問書」といいます。))がなされたため、ECMは、同月10日付けで、同質問に対して、2025年9月5日付け回答書の回答を敷衍・補充する形で回答しております。また、ECMは、同月10日付けで、2025年9月1日付け質問書に対して回答未了であった、本公開買付価格の検討にあたり考慮したWACCの値に関する事項への回答や本公開買付けの目的に関する説明の補充等を行っております。

なお、上記の質問書及び回答書のやり取りに加え、売アセットマネジメント公開買付けの公開買付期間が2025年9月19日で満了する中、対象者から、本意向表明の公表等が行われない状況も踏まえ、ECMは、同月9日付けで、対象者に対して、本意向表明の内容が公表されないまま、対象者株主が少数株主の利益が保護されていない売アセットマネジメント公開買付けに応募してしまうといった事態を避けるため、同月10日までに本意向表明の事実及び概要を公表することや、売アセットマネジメント公開買付けの公開買付期間が延長されることにより、対象者株主が十分な情報を基に慎重に判断を行うことが可能な状況を作出するよう、対象者に求めましたが、対象者からかかる対応はなされませんでした。このため、上述のとおり、特別委員会の委員との面談は実現できず、また、対象者とも面談を実施できていない等の経緯を踏まえると、本公開買付けにおいて対象者取締役会の賛同・応募推奨を得られる見込みについては明らかではないものの、本公開買付けを開始する前に売アセットマネジメント公開買付けが終了してしまうことを避けるため、本公開買付けに対する対象者取締役会の賛同・応募推奨を得られる見込みが立たない状況であっても、同月16日をもって本公開買付けを開始することといたしました。

(3) 本公開買付け後の株券等の保有方針等

上述のとおり、本公開買付けは対象者の非公開化を目的とするものではありませんが、公開買付者は、本公開買付け終了後に、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となり、かつ公開買付者が対象者普通株式の全て(公開買付者グループが所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本公開買付けの成立後に、本スクイズアウト手続を実行することを予定しております。

また、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上であるか3分の2未満であるかを問わず、ECMは、対象者の中長期的な企業価値向上に最大限寄与すべく、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスを強化することを目指し、経営・管理体制の見直しを支援させていただきたいと考えております。なお、本公開買付け後の具体的な経営方針については、ECMは原則として対象者の業務執行に直接携わることなく、対象者経営陣の意向を最大限尊重いたします。

対象者が、これまで長期間にわたり、企業価値及び株主価値を毀損してきたことの要因として、経営陣に対するモニタリング機能や経営陣の企業価値及び株主価値とのアラインメントが不十分であったことが考えられます。

前者との関係では、モニタリング機能を強化するため、ECMは、本公開買付け後、対象者が指名委員会等設置会社へ移行することを促し、また、取締役会に占める独立社外取締役の割合を3分の2以上とすることを促す予定です。なお、公開買付者グループからは、対象者の取締役会への人員の派遣は予定しておりません。

また、後者との関係では、経営陣の企業価値及び株主価値とのアラインメントを強化するために、ECMは、本公開買付け後、対象者経営陣の報酬設計につき、企業価値及び株主価値の増加から生じる利益を共有するインセンティブ報酬を積極的に付与することができるよう改定することを促す予定です。なお、インセンティブ報酬の内容としては、ストック・オプションや譲渡制限付き株式報酬等、様々な選択肢の中から適切なものを選べるよう、本公開買付けの終了後に対象者経営陣と真摯に協議することを予定しております。

さらに、ECMは、コンプライアンスの徹底は、企業価値向上に不可欠な基盤であると考えております。コンプライアンスを軽視すれば企業価値が毀損されるリスクが高まり、場合によっては経営基盤を揺るがす危機を招きかねません。一方で、コンプライアンスを重視し内部統制体制を強化することは、資本コストの低減を通じ、中長期的な企業価値向上に繋がると考えられます。対象者は現在「ソフト99グループ行動憲章」や「内部統制システムに関する基本的な考え方」を定め、それらの遵守状況を内部統制委員会及び内部監査部門でモニタリングしていると認識しておりますが、ECMはそのようなコンプライアンスの取組みをより一層充実させることを促す予定です。

また、ECMは、本公開買付けの完了後、対象者の役職員について、解雇・人員削減等を行うことは考えておらず、従来の処遇を維持ないし改善すること、企業価値の増加から生じる利益を共有するインセンティブ報酬(株式の保有を含む)を積極的に付与することを促す予定です。

そして、本公開買付け成立後の議決権行使につき、公開買付者グループは、ECMの日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明に伴い、金融庁ホームページを通じて開示されております議決権行使基準に従って、対象者の中長期的な企業価値の向上を目指して議決権を行使することを予定しております。議決権行使基準では、議決権行使の基本理念とともに、主な議案に対する判断のガイドライン(議決権行使のガイドライン)を定めております(ただし、ガイドラインに従った議決権行使が、議決権行使の基本理念に反するおそれがある場合は、ガイドラインと異なる判断をすることがある旨も明記しております。)。議決権の行使に際しては、対象者の経営状況に加え、対象者経営陣との対話の内容や個別事情等も踏まえ、議決権行使基準に従いつつ、議決権行使検討会議を開催して判断いたします。なお、議決権行使助言会社(Institutional Shareholder Services Inc.及びGlass Lewis & Co., LLC)の意見も取得し、賛否推奨の理由を確認した上で、特に慎重な検討を重ねる場合もあります。

なお、本公開買付けは対象者の非公開化を目的としていないため、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限につき、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となる株式数とは設定していないことは上記のとおりです。もっとも、対象者からECMに対して、2025年9月1日付け質問書において、買付予定数の下限を公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となる株式数と設定していない本公開買付けについては強圧性の問題が生じ得るとの指摘があり、これに対してECMは、2025年9月5日付け回答書において、上述のとおり本公開買付けにおいては少数株主による判断機会が確保されていることも踏まえて強圧性の問題は生じないと考えている旨回答したものの、対象者からは、2025年9月9日付け質問書において、再度、強圧性の問題は解消されていない旨の指摘がありました。公開買付者グループとしては、対象者の当該指摘は合理性を欠くものであると考えているものの、対象者の懸念に応えるべく、本公開買付け終了後に、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上とならなかった場合には、本公開買付価格と同一の価格を買付け等の価格として、買付予定数の上限及び下限を設定しない公開買付けを再度実施することを検討しております。

公開買付者グループは、対象者普通株式に対して中長期の投資を行うことを基本としており、本書提出日時点において、対象者普通株式の処分の予定はありません。もっとも、公開買付者グループは本公開買付けによって取得する対象者普通株式を中長期的に保有することを基本方針としているものの、ECMは、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」「② 本公開買付けの背景等」のとおり、2007年5月以降、対象者普通株式の市場株価は割安であると考え、対象者に投資をしてきたところ、将来的にかかる割安の状態が解消された場合や、対象者普通株式が対象者の企業価値に比べて割高と評価される状態に至った場合には、公開買付者グループは、対象者普通株式を処分する可能性はあります。なお、ECMが運用するファンド(MFを含みます。)には償還期限は設定されておらず、一定サイクルで償還期限を迎えることはありません(ただし、ファンドの出資者が出資を解約することはあり得ますので、その場合最終的にMF又は公開買付者が保有資産を処分することとなる可能性もありますが、その時期・規模は現時点で予測できません。)。また、公開買付者グループは、対象者普通株式を対象者並びにその役員及び従業員に買い取らせる目的を有しておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本公開買付け終了後に、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となり、かつ公開買付者が対象者普通株式の全て(公開買付者グループが所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実行することを予定しております。

① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する対象者普通株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定です。

株式売渡請求においては、対象者普通株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からその所有する対象者普通株式の全部を取得いたします。そして、公開買付者は、当該売渡株主の所有していた対象者普通株式1株当たりの対価として、各売渡株主に対して本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

株式売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者普通株式の売買価格の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者普通株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けの成立により、公開買付者グループが所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2以上となり、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付け終了後、公開買付者は、会社法第180条に基づき対象者普通株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。

本臨時株主総会の開催時期等については、公開買付者と対象者にて協議の上、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請いたします。なお、公開買付者としたしましては、本臨時株主総会の開催に向けて対象者にご協力いただけるよう誠実にご説明を差し上げる予定ですが、仮に対象者にご協力いただけない場合には、やむを得ず、株主としての地位に基づいて本臨時株主総会の開催のために必要となる手続を、自ら、できる限り速やかに実施する予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認を得られた本株式併合の割合に応じた数の対象者普通株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者普通株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者普通株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)が所有する対象者普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう対象者に要請する予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、所定の条件を充たす場合には、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する対象者普通株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者普通株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)が所有する対象者普通株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。もっとも、本株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、対象者普通株式の株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等について、本公開買付け終了後、公開買付者は対象者に協議の申入れを行う予定であり、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請いたします。なお、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止の見込みの有無及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、適用法令に従い、対象者普通株式の全て(公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)の取得を目的とした取引を行う可能性がありますので、この取引が実現した場合、対象者普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

公開買付者が本公開買付けにより取得することとなる対象者普通株式に係る議決権の行使権限は、公開買付者とECMとの間の投資一任契約に基づきECMが有しております。

また、MFに関する投資権限及び投資対象の議決権行使に係る権限は本信託証書に基づきECMが有していますが、MF自体には法人格が存在しないため、ECMの投資判断に基づき、MFの資金によりこれまで取得された対象者普通株式1,036,400株(所有割合4.80%)については、本信託証書に基づき、形式的には、MFの受託者であるサンテラが所有者となっております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年9月16日(火曜日)から2025年10月29日(水曜日)まで(30営業日)
公告日	2025年9月16日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金4,100円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、既存の株主に対して、適切な株価での売却機会を設ける必要があるという考えから、対象者の市場株価及び著しく割安な売アセットマネジメント公開買付価格に対して適切なプレミアムを付ける必要があると判断し、また、本公開買付けに対する応募可能性等を検討した結果、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年9月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者普通株式の終値2,462円に対して66.5%、売アセットマネジメント公開買付けの公表日の前営業日である2025年8月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者普通株式の終値1,610円に対して154.7%、売アセットマネジメント公開買付価格に対して66.3%のプレミアムを加えた、対象者普通株式1株につき4,100円で本公開買付けを行うことを決定いたしました。 なお、本公開買付価格(4,100円)は、売アセットマネジメント公開買付けの公表日の前営業日である2025年8月5日までの過去1か月間(2025年7月6日から2025年8月5日まで)の終値の単純平均値1,593円に対して157.4%、同過去3か月間(2025年5月6日から2025年8月5日まで)の終値の単純平均値1,615円に対して153.9%、同過去6か月間(2025年2月6日から2025年8月5日まで)の終値の単純平均値1,588円に対して158.2%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。また、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年9月11日までの過去1か月間(2025年8月12日から2025年9月11日まで)の終値の単純平均値2,465円に対して66.3%、同過去3か月間(2025年6月12日から2025年9月11日まで)の終値の単純平均値1,934円に対して112.0%、同過去6か月間(2025年3月12日から2025年9月11日まで)の終値の単純平均値1,785円に対して129.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。さらに、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である2025年9月12日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者普通株式の終値2,461円に対して66.6%のプレミアムを加えた額に相当します。 加えて、本公開買付価格(4,100円)は、売アセットマネジメント公開買付けに際して対象者が第三者算定機関として選任した株式会社KPMG FASのDCF法による株式価値算定結果の上限である2,893円を41.7%上回っており、対象者特別委員会が第三者算定機関として選任した株式会社プルータス・コンサルティングのDCF法による株式価値算定結果の上限である3,155円を30.0%上回っております。 なお、公開買付者は、財務情報等の客観的な資料を参考にする等、対象者普通株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

算定の経緯	公開買付者が本公開買付価格を決定した経緯は、上述のとおり、対象者の既存の株主に対して、適切な株価での売却機会を設ける必要があるという考えから、対象者の市場株価及び著しく割安な売却アセットマネジメント公開買付価格に対して適切なプレミアムを付ける必要性や、本公開買付けに対する応募可能性等を総合的に勘案したものです。
-------	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	20,558,683 (株)	6,163,300 (株)	— (株)
合計	20,558,683 (株)	6,163,300 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,163,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,163,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者の株券等の最大数(20,558,683株)を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第1四半期決算短信に記載された2025年6月30日現在の発行済株式総数(22,274,688株)から、同日現在の対象者が保有する自己株式数(679,505株)を控除した株式数(21,595,183株)から、公開買付者グループが所有する対象者普通株式の数(1,036,500株)を控除した株式数です。
- (注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	205,586
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年9月16日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年9月16日現在)(個)(g)	10,365
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2025年3月31日現在)(個)(j)	216,325
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	95.20
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(20,558,683株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年9月16日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年6月26日に公表した第71期有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第1四半期決算短信に記載された2025年6月30日現在の発行済株式総数(22,274,688株)から、対象者第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(679,505株)(なお、当該自己株式数には、対象者の「従業員持株支援信託ESOP」の信託財産である対象者普通株式115,100株を含めておりません。)を控除した株式数(21,595,183株)に係る議決権の数(215,951個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

該当事項はありません。

(3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

株式会社DMM.com証券(公開買付復代理人)

東京都中央区日本橋二丁目7番1号東京日本橋タワー10階

※公開買付代理人及び公開買付復代理人に取引口座を保有されていない方のうち、インターネットで応募申込みの為の口座開設手続きをご希望の方は株式会社DMM.com証券でお申込みの手続きをしてください。対面又は書類郵送等で応募申込みの為の口座開設手続きをご希望の方、及び国内非居住者の方は立花証券株式会社でお申込みの手続きをしてください。

本公開買付けに係る応募の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人又は公開買付復代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載する等の方法により、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。具体的な応募方法は、公開買付代理人及び公開買付復代理人につき、それぞれ以下のとおりとなっております。

(立花証券株式会社から応募される場合)

- ① 公開買付代理人の本店又は全国各支店(タチバナストックハウスを含みます。)において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、捺印のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。なお、「公開買付応募申込書」を郵便等で送付していただいた場合でも公開買付期間末日の15時30分までに到着していることを条件といたしますのでご注意ください。応募の際には、ご印鑑、個人番号(法人の場合は法人番号)及び本人確認書類が必要になる場合があります(注1)。
- ② 公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に公開買付代理人に応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)を開設していただく必要があります。口座開設にあたっては、立花証券株式会社ホームページ(<https://www.lban.co.jp/>)の「公開買付けのご案内」をご覧ください。お申込み頂いた方には口座開設及び本公開買付けの応募のために必要な書類が送られます。なお、応募株主等口座を開設する場合には、本人確認書類を提出していただく必要があります。
- ③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は公開買付復代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。応募株主等口座に応募株券等が記録され、本公開買付けの応募の受付が完了した場合、公開買付代理人より「公開買付申込受付票」と「公開買付応募申込書」のコピーが交付されます。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。
- ④ 対象者の特別口座管理機関である、三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された「特別口座」に記録されている株券等について応募する場合は、当該特別口座から応募株主等口座へのお振替えが必要になります。また、一度特別口座から振替えられた応募株券等については、再度特別口座に記録することが出来ませんのでご注意ください。詳しくは三菱UFJ信託銀行株式会社にお尋ねください。
- ⑤ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人及び公開買付復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ⑥ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、本人確認書類等をご提供いただく必要があります。
- ⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、本公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費の差額は原則として株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります(注2)。

- ⑧ 応募株券等の全部につき買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主に返還されます。

(注1) ご印鑑、ご本人確認書類について

公開買付代理人である立花証券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、次の個人番号(法人の場合は法人番号)及び本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類は次の通りになります。ご質問等ある場合は、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類の組合せをご提出ください。

	(ア). 個人番号確認書類	(イ). (ア)の組み合わせとなる本人確認書類
A	個人番号カード(裏)	個人番号カード(表)
B	通知カード	aのいずれか1種類、又はbのうち2種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票の記載事項証明書	a又はbのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の1種類

法改正により通知カードは2020年5月25日(月)に廃止されました。そのため、氏名・住所変更等により、本人確認書類と通知カード記載の氏名・住所等に相違がある場合、「通知カード」はマイナンバーを証明する書類として使用することができません。記載事項が本人確認書類と一致している「マイナンバーカード」又は「マイナンバー記載のある住民票の写し」をご提出ください。

a 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
パスポート(現住所の記載ページのあるものに限ります。)、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6か月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
各種健康保険証、国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、各種福祉手帳等
※本人確認書類は申込書に記載された「住所、氏名、生年月日」が確認できる必要があります。
※コピーの場合はあらためて原本の提示をお願いする場合があります。
※立花証券株式会社より本人確認書類の記載住所宛に「取引に係る文書」を郵送(転送不要の簡易書留)し、ご本人様の確認をさせていただきます。

・法人の場合

下記A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類(国税庁法人番号公表サイト等)
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 (名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの)
C	実質的支配者若しくはお取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード(表)又は ・上記個人の場合の本人確認書類(aのいずれか1種類、又はbのうち2種類)

- ・実質的支配者につきましては公開買付代理人にお尋ねください。
- ・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。)

- (注2) 株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)
個人株主の方につきましては、株券等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。
税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(株式会社DMM.com証券から応募される場合)

- ① 応募株主等は、公開買付復代理人のホームページ(<https://kabu.dmm.com/>)から応募株主等名義の証券取引アカウント(以下「応募株主等口座(公開買付復代理人)」)といえます。)を開設した後、取引ツール(DMM株STANDARD)から所要事項を入力することで公開買付期間の末日の15時30分までに申し込む方法にて、応募してください。
- ② 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座(公開買付復代理人)に応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は公開買付復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された「特別口座」に記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付復代理人に開設した応募株主等口座(公開買付復代理人)への振替手続きを完了していただく必要があります。
- ③ 対象者の特別口座の口座管理機関である、三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された「特別口座」に記録されている株券等について応募する場合は、当該特別口座から応募株主等口座(公開買付復代理人)へのお振替えが必要になります。また、一度特別口座から振替えられた応募株券等については、再度特別口座に記録することが出来ませんのでご注意ください。詳しくは三菱UFJ信託銀行株式会社にお尋ねください。
- ④ 本公開買付けにおいて、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ⑤ 公開買付復代理人に証券取引アカウントを開設していない応募株主等には、新規に証券取引アカウントを開設していただく必要があります。証券取引アカウントを開設される場合には、マイナンバー確認書類及び本人確認書類(注3)が必要となります。
- ⑥ 日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります(注4)。
- ⑦ 応募株主等は、取引ツールより対象者普通株式の応募状況を照会することができます。
- ⑧ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

- (注3) マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等について
公開買付復代理人である株式会社DMM.com証券において新規に証券取引アカウントを開設して応募される場合には、マイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に証券取引アカウントを有している場合であっても、住所変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは公開買付復代理人のホームページ内「本人確認書類について」(https://securities.dmm.com/sending_flow/?t=stock)にてご確認ください。

※対面による口座開設をご希望の方、及び国内非居住者の方、並びに郵送手続きによる口座開設をご希望の方につきましては、公開買付代理人(立花証券株式会社)へお問い合わせください。

- (注4) 株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株券等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士又は所轄税務署にご確認いただきますようお願いいたします。

(2) 【契約の解除の方法】

(立花証券株式会社から応募された場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店(タチバナストックハウスを含みます。)に、応募の受付の際に交付された「公開買付申込受付票」と「公開買付応募申込書」のコピーを添付の上、「公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面」(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

(その他立花証券株式会社全国各支店(タチバナストックハウスを含みます。))

(株式会社DMM.com証券から応募された場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付復代理人の取引ツール(DMM株 STANDARD)から所要事項を入力する方法により解除手続を行ってください。

解除の申し出を受領する権限を有する者

株式会社DMM.com証券 東京都中央区日本橋二丁目7番1号東京日本橋タワー10階

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

株式会社DMM.com証券(公開買付復代理人) 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー10階

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	84,290,600,300
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料 (b)	20,000,000
その他 (c)	4,038,000
合計(a)+(b)+(c)	84,314,638,300

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(20,558,683株)に本公開買付価格(4,100円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料 (b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他 (c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、本公開買付け終了後までその額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
預り金	—
計(a)	—

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計				—

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
サンテラ(ケイマン)リミテッド (Suntera (Cayman) Limited)による出資(MFの受託者として出資を行う)(注1)(注2)	90,000,000
計(d)	90,000,000

(注1) 実質的な出資者はMFですが、MFには法人格がないため、本信託証書に基づき、MFの受託者であるサンテラがECMの指示に従い、公開買付者に出資を実行する予定です。なお、公開買付者の実質的株主もMFですが、MFに法人格がないため、形式的には、本信託証書に基づき、MFの受託者であるサンテラが公開買付者の唯一の株主となっております。

(注2) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、MFから、90,000,000,000円を上限として、公開買付者に出資を行う用意がある旨の出資証明書を、2025年8月28日付で取得しております。なお、当該出資実行の前提条件として、本公開買付けの成立のみが定められています。なお、MFは(サンテラを通じて)所有する株式の一部を証券会社へ預託しており、当該預託株式の潜在的な担保価値に見合う資金をECMの求めに応じて当該証券会社より借入れることが可能ですが、公開買付者は、当該証券会社からMFに対して発行される、MFの預託株式の潜在的な担保価値に関する報告書をもとに、MFが実際に借入れによって調達可能な金額が、本公開買付け価格及び買付予定数の上限から計算される本公開買付けの決済に必要な最大金額を上回っていることを確認しております。

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

90,000,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

株式会社DMM.com証券(公開買付復代理人) 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー10階

(2) 【決済の開始日】

2025年11月5日(水曜日)

(3) 【決済の方法】

(立花証券株式会社から応募された場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(株式会社DMM.com証券から応募された場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を公開買付復代理人の取引ツール(DMM株STANDARD)にて電子交付します。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、応募株主等口座(公開買付復代理人)へ入金いたします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻す(上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の(立花証券株式会社から応募される場合)の④及び(株式会社DMM.com証券から応募される場合)の③の特別口座は除きます。)ことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店(タチバナストックハウスを含みます。)にご確認ください。)。また、公開買付復代理人(株式会社DMM.com証券)から応募された応募株主等については、応募株主等口座(公開買付復代理人)に返還いたします。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,163,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,163,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合(具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。)又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事由が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条の規定により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

年月	事項
2021年3月	商号をECM マスター ファンド SPV 3とし、登録上の住所をケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1111、クリケット・スクエア、ハッチンズ・ドライブ、私書箱2681、コンヤース・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド気付として、ケイマン諸島法に基づき設立

② 【会社の目的及び事業の内容】

1) 会社の目的

公開買付者の会社の目的に制限はなく、公開買付者は適法なあらゆる事業を行う権限を有します。

2) 事業の内容

公開買付者は、株券等を取得及び保有すること等を主たる事業の内容としております。

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年9月16日現在

資本金の額	発行済株式の総数
100円	1株

(注) 公開買付者は、買付け等に要する資金をサンテラからの公開買付者への出資によって調達する予定であり、当該出資によって資本金は増額される予定です。

④ 【大株主】

2025年9月16日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式の 数の割合(%)
サンテラ(ケイマン) リミテッド (Suntera (Cayman) Limited)(MFの受託者 として株式を所有)	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1110、カマナ・ベイ、マーケット・ストリート49番地、ガーデニア・コート、ビルディングD、ブロック3、ユニット2A、スイート3204、私書箱1586 (P. O. Box 1586, Suite 3204, Unit 2A Block 3, Building D, Gardenia Ct. 49 Market Street, Camana Bay Grand Cayman, KY1-1110 Cayman Islands)	0.001	100.00
計	—	0.001	100.00

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年9月16日現在

2023年7月10日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)					
ディレクター	—	高坂卓志	1978年1月21日	1999年	Kick, Inc.代表者	—					
				2002年	Mediacode LLC財務責任者						
				2002年	Stockton Funds LLC入社						
				2006年	MACアセットマネジメント株式会社入社						
				2006年	MAC Asset Management Pte Ltd 入社						
				2006年	Effissimo Capital Management Pte Ltd代表ディレクター(現任)						
				2021年	公開買付者ディレクター(現任)						
ディレクター	—	デレク・ステ ンソン(Derek Stenson)	1980年9月7日	2003年	ウィリアム・フライ(William Fry) 入社	—					
				2006年	弁護士(Attorney at Law)登録						
				2011年	ウォーカーズ(Walkers)入社						
				2018年	コンヤース(Conyers)入社(現任)						
				2021年	公開買付者ディレクター(現任)						
ディレクター	—	ジャラッド・ マイケル・ト ラバーズ (Jarladth Michael TRAVERS)	1978年10月7日	2005年	シトコ・ファンド・サービス (Citco Fund Services)入社	—					
				2006年	バターフィールド・ファンド・ サービス(ケイマン)リミテッド (Butterfield Fund Services (Cayman) Ltd)入社						
				2007年	スイス・アンド・グローバル・ ファンド・アドミニストレータ ーズ(ケイマン)リミテッド (Swiss and Global Fund Administrators (Cayman)Ltd.)入社						
				2008年	公認会計士(Chartered Certified Accountant)登録						
				2012年	メープルズエフエス・リミテッド (MaplesFS Limited)入社						
				2018年	コンヤース(Conyers)入社(現任)						
				2021年	公開買付者ディレクター(現任)						
				計						—	

(2) 【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards(IFRS))に準拠して作成されております。当該財務諸表について監査はなされております。

① 【貸借対照表】

最近事業年度(末日：2024年12月31日)の貸借対照表は以下のとおりです。

	(円)
資産	0
負債	0
資本	
資本金	100
利益剰余金	△100
負債及び資本合計	0

② 【損益計算書】

最近事業年度(末日：2024年12月31日)の損益計算書は以下のとおりです。

	(円)
売上	—
販売管理費及び一般管理費	—
営業利益	—
当期純利益	—

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年9月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	10,364 (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	10,364
所有株券等の合計数	10,365	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年9月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2025年9月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	10,364 (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	10,364
所有株券等の合計数	10,365	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

① 【特別関係者】

(2025年9月16日現在)

氏名又は名称	エフィッシモ キャピタル マネージメント プーティーイー エルティー ディー (Effissimo Capital Management Pte Ltd)
住所又は所在地	260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855 (260 Orchard Road #12-06 The Heeren Singapore 238855)
職業又は事業の内容	投資顧問業
連絡先	連絡先 高坂 卓志 連絡場所 260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855 (260 Orchard Road #12-06 The Heeren Singapore 238855) 電話番号 +65 67330309
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して対象者株主としての議決権その他の権利を 行使することを合意している者

(注) 公開買付者とECMとの間の投資一任契約において、ECMは公開買付者を代理して、公開買付者の利益のために株主としての議決権行使権限を含むあらゆる権利を行使し、又は権利行使を指図する権限及び裁量があり、ECMは対象者普通株式に係る株主としての議決権その他の権利の行使ないし権利行使の指図について、公開買付者の指図を受けないとされ、公開買付者は、対象者普通株式に係る株主としての議決権その他の権利の行使ないし権利行使の指図をする権利を有しないことが規定されています。したがって、公開買付者が所有する対象者普通株式に係る株主としての議決権その他の権利の行使はすべてECMが決定し、指図することになり、公開買付者はかかる権利を行使できません。

(2025年9月16日現在)

氏名又は名称	サンテラ(ケイマン)リミテッド (Suntera (Cayman) Limited)
住所又は所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1110、カマナ・ベイ、マーケット・ストリート49番地、ガーデニア・コート、ビルディングD、ブロック3、ユニット2A、スイート3204、私書箱1586 (P. O. Box 1586, Suite 3204, Unit 2A Block 3, Building D, Gardenia Ct. 49 Market Street, Camana Bay Grand Cayman, KY1-1110 Cayman Islands)
職業又は事業の内容	信託業
連絡先	連絡先 高坂 卓志 連絡場所 260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855 (260 Orchard Road #12-06 The Heeren Singapore 238855) 電話番号 +65 67330309
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する者 公開買付者との間で、共同して対象者株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(注) 本信託証書に基づき、サンテラがMFの受託者として所有する対象者普通株式に係る株主としての議決権その他の権利の行使はすべてECMが決定し、指図することになっています。したがって、サンテラがMFの受託者として所有する対象者普通株式について、株主としての議決権その他の権利が行使される場合は、公開買付者の場合と同様に、結果的にECMの判断に基づきかかる権利が行使されることになります。

② 【所有株券等の数】

エフィッシモ キャピタル マネージメント プीティーイー エルティーディー
(Effissimo Capital Management Pte Ltd)

(2025年9月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	10,364 (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	10,364
所有株券等の合計数	10,365	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

サンテラ(ケイマン)リミテッド
(Suntera (Cayman) Limited)

(2025年9月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	10,364 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	10,364	—	—
所有株券等の合計数	10,364	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) MFの受託者であるサンテラが保有する対象者普通株式に関する投資権限は、本信託証書によりECMが有しています。そのため、サンテラの「所有する株券等の数」として記載している数字については、上記ECMの「所有株券等の数」の表の「令第7条第1項第3号に該当する株券等の数」に含まれております。前記「1 株券等の所有状況」の「(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計」及び「(3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)」においても、同様に「令第7条第1項第3号に該当する株券等の数」として記載しており、「所有する株券等の数」には含めておりません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
ECM Master Fund	普通株式	692,400株	—	692,400株増加

(注) 相対売買はなく、全て東京証券取引所の立会内取引によります。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、ECMとの間で投資一任契約を締結しており、公開買付者の投資権限及び投資対象の議決権行使にかかる権限は、同契約に基づきECMが有しております。

MFは、プライムブローカレッジ契約により、プライムブローカーに対して、MFの受託者であるサンテラの保管資産を利用する権利(借入れ、貸付け、質権設定、担保権設定、再担保権設定、処分を含む。)及び債務不履行時における保管資産の処分清算・帰属清算権などを内容とする担保権を設定しております。本書提出日現在の対象株数は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルに関し692,400株です。もっとも、これらの対象者普通株式についても、ECMが、本信託証書に基づき投資権限を有しています。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

- 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】
該当事項はありません。
- 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】
該当事項はありません。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
	2025年 3月	2025年 4月	2025年 5月	2025年 6月	2025年 7月	2025年 8月	2025年 9月
最高株価	1,807	1,758	1,750	1,655	1,633	2,524	2,463
最低株価	1,431	1,419	1,575	1,587	1,568	1,595	2,457

(注) 2025年9月については、同月12日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1 単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第70期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月27日 近畿財務局長に提出

事業年度 第71期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月26日 近畿財務局長に提出

② 【半期報告書】

該当事項はありません。

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ソフト99コーポレーション東京支店
(東京都江東区東雲2丁目11番12号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2026年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年8月6日に「2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく当該期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。なお、当該公表によれば、対象者は当該四半期決算短信について、公認会計士又は監査法人のレビューを受けていないということです。

① 連結経営成績(累計)

会計期間	2026年3月期 第1四半期
売上高	7,802,328千円
営業利益	1,080,717千円
経常利益	1,176,037千円
親会社株主に帰属する四半期純利益	784,170千円
四半期純利益	784,170千円

② 連結財政状態

会計期間	2026年3月期 第1四半期
総資産(小数点第一位以下切り捨て)	64,646,943千円
純資産(小数点第一位以下切り捨て)	56,993,803千円
自己資本比率	88.2%

(2) 「2026年3月期配当予想の修正(無配)及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年8月6日に「2026年3月期配当予想の修正(無配)及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」を公表しており、堯アセットマネジメント公開買付けが成立することを条件として、2026年3月期の中間配当及び期末配当を行わないこと、並びに2026年3月期以降の株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。